



平成 19 年 5 月 23 日

各 位

会社名 コムシード株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 石井 博規
コード番号 3739・名証セントレックス
問合せ先 経営戦略本部 経営企画部 平井 孝佳
(TEL 03-5217-5814)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月25日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 変更の理由

- (1) 当社は当期中に資本金が5億円を超えましたので、会社法第 328 条第1項の規定により監査役会及び会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、現行定款第4条(機関)に新たな機関を追加するほか、第5章(監査役)に監査役会を追加し、変更案第32条(常勤の監査役)、第33条(監査役会の招集通知)、第34条(監査役会の決議方法)、第35条(監査役会の議事録)及び第36条(監査役会規程)を新設するものであります。
- さらに、第6章(会計監査人)ならびに変更案第39条(選任方法)及び第40条(任期)を新設するものであります。
- (2) 上記条項変更に伴う章数及び条数の変更を行うものであります。

II. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

	(新設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
	(新設)	<u>(監査役会の議事録)</u> 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
	(新設)	<u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第32条 ～ 第33条	(記載省略)	第37条 ～ 第38条 <u>(現行どおり)</u>
	(新設)	第6章 会計監査人 <u>(選任方法)</u>
	(新設)	第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。
	(新設)	<u>(任 期)</u> 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第34条 ～ 第37条	第6章 計 算 (記載省略)	第7章 計 算 第41条 ～ 第44条 <u>(現行どおり)</u>

以上